

療養病床から転換したユニット型の介護老人保健施設

1) ユニット型施設について

- ユニット型施設は、施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設をいう。
- ユニット型の介護療養型医療施設は2施設、ユニット型の介護老人保健施設は94施設存在する。
(出典) 介護給付費実態調査（平成19年11月審査分）（厚生労働省統計情報部）
- ユニット型施設の人員に関する基準については、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の人員基準と同様であるが、
 - ① 日中はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること
 - ② ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること
 - ③ 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数については、2のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上であることとされ、看護職員・介護職員については、概ね2：1の配置が評価されている。

2) ユニット型の施設類型の創設について

- こうしたユニット型介護療養型医療施設がユニット型介護老人保健施設に転換していくことも想定されることから、新たに、
 - ① ユニット型の経過型介護療養型医療施設の施設サービス費
 - ② 療養病床から転換した介護老人保健施設のユニット型の施設サービス費

を創設することとしてはどうか。